

社会福祉法人いわて共同福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわて共同福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 実費弁償費は交通費として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあつては、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあつては、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び

実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合にあっては、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（支払い時期及び支払い手段）

第6条 役員及び評議員への報酬等は、本規程第3条及び第4条及び第5条に定める事項に該当する場合、その都度、現金にて、もしくは、月末締め翌月に銀行振り込みにて支給するものとする。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支弁する。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2016年5月16日より適用する

附則

この規程は、2017年2月20日より適用する。

附 則

この規程は、2018年2月9日改正し、2018年3月1日より適用する。

附 則

この規程は、2019年6月14日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費		
		2km 未満	2km 以上 ~10km 未満	10km以 上
理事会出席報酬等	2,500 円	無し	500 円	1000 円
評議員会出席報酬等	2,500 円	無し	500 円	1000 円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費		
		2km 未満	2km 以上 ~10km 未満	10km以 上
理事長業務報酬等	2,500 円	無し	500 円	1000 円
理事及び評議員業務報酬等	2,500 円	無し	500 円	1000 円
監事監査指導報酬等	2,500 円	無し	500 円	1000 円

※別表 1、2 に定める実費弁償費について、理事長が特別の事由を認めた場合は実費額を支給する。